

第2回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会 - 議事概要 -

1．日時：平成18年11月8日（水） 10:00～12:00

2．場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3．出席者

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）
川村 義則（早稲田大学商学大学院助教授）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
高山 昌茂（公認会計士）
長 光雄（公認会計士）
藤谷 武史（北海道大学大学院法学研究科助教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

中藤次長、原山審議官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官、河内参事官
補佐（以上、内閣官房行政改革推進室）
鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官房管理室）

4．議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局より資料説明（公益目的支出計画に係る主な検討事項について）
- (3) 自由討議
- (4) 閉会

5．議事概要

- (1) 開会
座長から、前回欠席した委員の紹介がなされた。
- (2) 事務局より資料説明（公益目的支出計画に係る主な検討事項について）
事務局から、資料1に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

公益目的支出計画制度の詳細の設計に当たっては、移行する法人に過度な負担とならないような制度とすることが重要であるが、不正の防止という視点も必要ではないか。

たとえば、移行の認可の際に正味財産を過少に見積もることにより公益目的支出計画の作成を免れ、その後、法人財産を公益目的以外に散逸させてしまうような不正を極力防止できるように審査において対応できるようにすべきではないか。

検討に当たっては、申請に対する審査という視点、会計に関する視点、税に関する視点等、どのような視点からの検討が整理して議論する必要がある。

法人が毎事業年度作成する計算書類とは別に公益目的財産額・公益目的財産残額を算定するための計算書類を作成させるのではなく、毎事業年度作成する計算書類上の評価額とは異なる算定方法を採用する科目の評価額に限り、その差異を加算・減算して調整して公益目的財産額・公益目的財産残額を算定する方法が適当ではないか。

公益目的財産額の算定に際し土地については時価を評価額とする場合においても、法人の負担を軽減するという観点からは、たとえば路線価や固定資産税評価額を基準として算定した価額等、法人がその方法を選択できることとするような工夫も考えられるのではないか。

引当金や準備金は多種多様であり、不正防止という視点からは、当該引当金等の計上が合理性を有するものであるかどうか、公認会計士監査の有無等の事情も勘案した上で、慎重な審査が必要となる場合もあるのではないか。

奨学金事業においては、キャッシュ・フローとしては貸付金支出が最も大きいものであるが、「公益の目的のための支出」は損益計算書上の費用として計上される額とした場合、貸付金支出は損益計算書に計上されないため、「公益の目的のための支出」とはならない。しかしながら、当該事業の場合、貸倒れ額や奨学金事業に係る人件費等の経費は損益計算書において計上できるものであり、公益目的支出計画の制度趣旨にかんがみると、奨学金事業についても損益計算書に計上可能なものを「公益の目的のための支出」とすることが妥当ではないか。

(4) 閉会

次回の研究会は11月30日（木）午後4時から行うことが確認された。

以上